

県立高等学校の授業料に関するお知らせ

～ 新入生の保護者のみなさまへ ～

1. 授業料について

(1) 金 額

- 全日制 授業料：9,900 円（月額）
- 定時制 授業料：1,620 円（1 単位につき）
- 通信制 受講料： 300 円（1 単位につき）

(2) 納付時期

- 金額や納付日は、4月に学校から通知します。
- 納付日は原則、毎月17日ですが、以下にご留意ください。
 - ① 新入生は、4・5月分の2ヶ月分を5月18日に納付していただきます。
 - ② 専攻科以外は、7・8月分の2ヶ月分を8月17日に納付していただきます。
 - ③ 2・3月分の2ヵ月分を2月17日に納付していただきます。
 - ④ 通信制は、学校から別途お知らせします。

2. 就学支援金制度について

- 授業料や受講料（以下「授業料等」）を納付していただきますが、県に就学支援金の申請を行い、認定を受けた方は、原則、納付が不要になります（裏面の「支給限度」の範囲内に限ります）。
- なお、就学支援金は返済不要の制度ですが、県に支払う授業料等に充てられるため、現金として直接支給されることはありません。

(1) 対 象 者

～ 以下のいずれにも該当する生徒が対象となります ～

- ① 国内居住要件 日本国内に住所を有する方
- ② 在 学 要 件 高等学校等を卒業又は修了していない方
高等学校等の通算在学期間が36月（定時・通信制は48月）を超えていない方
- ③ 所 得 要 件 保護者等の市町村民税所得割額の合算額が30万4,200円未満の方

(2) 手 続 き

～ 新入生は、年2回の手続きが必要です ～

【1回目 4月上旬】4月～6月分の就学支援金の手続き

学校指定日までに、以下の書類をお渡しした封筒（長形3号）に入れ、提出してください。

申請する場合

- ① ブルーの書類「受給資格認定申請書（1-1、1-2）」
- ② 保護者等の課税証明書等（平成26年度の市町村民税所得割額が記載されたもの）
⇒ 特別徴収税額の決定・変更通知書、納税通知書、課税証明書など
・保護者がお二人（両親）の場合は、お二人分の課税証明書等が必要です。
・ただし、一方の課税証明書等で控除対象配偶者がいることが確認できる場合は、配偶者の課税証明書等が不要となる場合があります。

※ 詳細は別紙「証明書の例」を参照してください。

申請しない場合 ① ピンクの書類「就学支援金に関する申出書」

裏面につづく

【2回目 7月上旬】7月～翌年6月分の就学支援金の手続き

詳細は、6～7月頃、学校から改めてお知らせします。

【その他】原則、年2回の申請ですが、これ以外でも、対象要件に該当した場合等の理由で、随時の申請は可能です。ただし遡って就学支援金は支給されません（支給されない期間は授業料を納付）。

（3）認定結果 ～ 県で審査のうえ、下記の時期に申請した生徒あて郵送で通知します ～

【1回目】4月～6月分・・・6月頃

【2回目】7月～翌年6月分・・・9月頃

＜注意点＞

- 申請書を提出した場合は、審査結果がでるまでは授業料等の納付は猶予されます。
- 審査の結果、「不認定」等となった場合は、猶予されていた授業料等を一括して納付していただくことになります。提出にあたっては、対象要件等を十分にご確認ください。

（4）支給限度 ～ 就学支援金には、支給期間や単位数に上限があります ～

	支援期間の上限	支援される単位の上限
全 日 制	36 月（3 年）まで	
定 時 制	48 月（4 年）まで	年間 30 単位まで、かつ、通算 74 単位まで
通 信 制	48 月（4 年）まで	年間 30 単位まで、かつ、通算 74 単位まで

☆☆☆ 他にも、授業料の負担軽減のための支援制度があります！！ ☆☆☆

3. 学び直し支援金について

- 高等学校等を中途退学した方が、学び直しのため、公立高等学校等に再び入学した場合、原則 24 月間、「学び直し支援金」が支給されます。
- 「学び直し支援金」は、就学支援金と同様、授業料等に直接充てられ、授業料等の納付が不要となります。
- 詳しくは高等学校の事務室まで、ご相談ください。

対 象 者 ～ 以下のいずれにも該当する生徒が対象となります ～

- | | |
|--|--|
| ① 日本国内に住所を有する方 | ⑤ 高等学校等を退学したことのある方 |
| ② 高等学校等を卒業又は修了していない方 | ⑥ 学び直し支援金の支給期間が 24 月未満の方 |
| ③ 高等学校等の通算在学期間が 36 月を超えている方（定時制・通信制は 48 月） | ⑦ 保護者等の市町村民税所得割額の合算額が、30 万 4,200 円未満の方 |
| ④ H26.4.1以降に高等学校等に入学した方（就学支援金対象者であった方） | |

※ ただし、③に該当しない方でも、単位数合計が 74 を超える場合は対象となります

4. 授業料の減免制度について

- 課税証明書等の税額では就学支援金の対象とならないものの、失業等により世帯の収入が急変した場合や休学したときなど、授業料等が減免になることがあります。
- 詳しくは高等学校の事務室まで、ご相談ください。